

焼津市告示第215号

焼津市暑熱避難協力施設登録要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

焼津市長 中野 弘道

焼津市暑熱避難協力施設登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が、市民に涼める場所を提供する施設を焼津市暑熱避難協力施設（以下「まちなか涼みどころ」という。）として登録し、これを周知することで厳しい暑さからの避難を助けることにより、熱中症による人の健康に対する被害の発生を防ぎ、もって健康で豊かな暮らしの実現を推進することを目的とする。

(登録の基準)

第2条 まちなか涼みどころとして登録することができる施設は、次に掲げる基準（以下「登録基準」という。）の全てを満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 暑さにより体調がすぐれない又は体調に不安がある者が利用できる施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有する施設であること。
- (3) 当該施設が、数名程度が座って休める場所（以下「共用部分」という。）を備えていること。
- (4) 熱中症特別警戒アラートの運用期間内における当該施設の開設日又は営業日において、共用部分を無料で開放することができること。
- (5) 当該施設を管理する者又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与するものでないこと。
- (6) 政治活動、宗教活動その他特定の思想に関する活動を主たる目的とする施設でないこと。
- (7) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設でないこと。

(登録の申込)

第3条 まちなか涼みどころの登録を受けようとする施設の管理者は、対象施設ごとに焼津市暑熱避難協力施設（まちなか涼みどころ）登録申込書（第1号様式）に、共用部分の平面図を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、登録基準を満たす場合には、これをまちなか涼みどころとして登録し、施設の管理者に登録グッズ（焼津市暑熱避難協力施設（まちなか涼みどころ）登録証（第2号様式）、のぼり旗、チラシ及び熱中症患者応急用品をいう。以下同じ。）

を交付する。

(登録グッズの取扱い)

第4条 前条第2項の規定により登録を受けた施設(以下「登録施設」という。)の管理者は、登録グッズを取り扱うときは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 登録証、のぼり旗及びチラシは利用者の見やすい位置に掲示すること。
- (2) まちなか涼みどころの運営以外の目的に使用しないこと。
- (3) 登録を廃止した日として第6条第1項の規定により届け出た日若しくは抹消された日又は市がこの事業を廃止した日以降は使用しないこと。

(共用部分の開放及び管理)

第5条 登録施設の管理者は、熱中症特別警戒アラート運用期間内の当該施設の開設日又は営業日において、共用部分を無料で開放するものとする。ただし、当該施設の管理に支障をきたすおそれがある場合は、この限りでない。

- 2 登録施設の管理者は、共用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 市長は、登録施設の共用部分について、まちなか涼みどころとしての利用に支障をきたすおそれがあると認めるときは、管理者に対し改善を申し入れることができる。
- 4 共用部分の管理に要する費用は、登録施設の管理者が負担するものとする。

(登録の変更、廃止及び抹消)

第6条 登録施設の管理者は、登録された内容に変更があるとき又は登録を廃止しようとするときは、焼津市暑熱避難協力施設(まちなか涼みどころ)登録変更・廃止届(第3号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、登録施設が登録基準を満たさなくなったとき又は登録施設として適当でなくなったと認めるときは、当該施設の登録を抹消することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により廃止届が提出されたとき又は登録を抹消したときは、施設の管理者に焼津市暑熱避難協力施設(まちなか涼みどころ)登録抹消通知書(第4号様式)により通知する。
- 4 施設の管理者は、第1項の規定により登録を廃止し、又は第2項の規定により登録を抹消されたときは、当該登録を廃止した日又は抹消された日以後、速やかに登録グッズを市に返還しなければならない。ただし、破損等により返還することができないときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。